

(案)

第 55 回 沖縄県芸術文化祭広報宣伝業務委託契約書

契 約 書

- 1 業 務 名 第 55 回沖縄県芸術文化祭広報宣伝業務
- 2 委 託 内 容 別紙仕様書のとおり
- 3 契 約 期 間 令和 8 年 月 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

- 4 委 託 金 額 金 _____円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 _____円)

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税の税率に変動がある場合、甲乙協議のうえ、これを改定する。

- 5 契約保証金 ※沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号に該当しない場合は徴収する

上記委託業務について、委託者 公益財団法人沖縄県文化芸術振興会理事長 下地 誠 (以下「甲」という。)と受託者 _____ (以下「乙」という。)は、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第 1 条 甲は、第 55 回沖縄県芸術文化祭広報宣伝業務を乙に委託し、乙はこの契約書、及び仕様書 (別添) に基づいて業務を完了しなければならない。

(報告の徴収等)

第 2 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、または必要な指示をすることができる。

(秘密の保持等)

第 3 条 乙は、業務を行うに際して知り得た秘密及び個人情報 (以下、「秘密情報」という。)を正当な理由なく他に開示し又は自らの利益のために利用してはならない。

2 乙は、秘密情報を甲の許可無く複写、複製してはならない。

3 乙は、秘密情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の秘密情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、甲より請求があった場合及びこの契約が終了又は解除された場合は、直ちに秘密情報が記載又は記録された書類、記憶媒体等を甲に返却又は、破棄するものとする。

5 本条の規定は、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の管理)

第 4 条 乙は、委託業務を実施した際に取得した個人情報 (生存する個人に関する情報で

あつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対して必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

（報告書の提出）

第5条 乙は、業務が完了した時は、直ちに仕様書に基づく実績報告書を甲に提出し、その検査、確認を受けなければならない。

- 2 乙の提出する実績報告書に関し、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し不十分な部分について再調査を求めることができる。
- 3 前項により甲が再調査を求めたときは、乙は、この調査を自己の負担において速やかに実施しなければならない。

（委託料の支払い）

第6条 乙は、前条の規定による検査終了後、確定した委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託料の50パーセントを限度として概算払いをすることができる。
- 3 甲は、本条第1項及び第2項による請求があったときは、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（再委託の制限）

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙は損害賠償金として契約金額の100分の10を甲に納付しなければならない。

3 第1項の契約の解除により、乙に損害が生じることがあっても甲はその損害を賠償しないものとする。

(暴力団等の排除)

第9条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第2条1号に規定する暴力団

(2) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第2条2号に規定する暴力団員

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(仕様書の変更)

第10条 甲は、必要がある場合、仕様書の内容を変更することができる。この場合、甲乙協議のうえ文書で定める。

(権利義務の譲渡)

第11条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、契約の履行に際し作成した成果物等(未完成の書類及び契約を履行するにあたり得られた記録等を含む。)を、甲の承諾なく、第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保に供してはならない。

(一般的損害)

第12条 業務完了報告書の引渡し前に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担とする。

(目的物の自由使用)

第14条 甲は、この契約に基づき出演、企画構成、制作に係る個人の肖像権、知的所有権をおかさない限りにおいて、この契約の目的物を自由に使用し、また、これを使用するに当たり、その内容を変更することができる。

(履行期限の延長)

第15条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、あらかじめその理由を明示した書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対して支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた割合で計算した額の損害金の支払いを乙に請求することができる。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。

(3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。

(4) 本契約の締結又は履行について、不正の行為があると認められたとき。

(5) 本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

(6) 前5号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果、契約の履行が不可能若しくは著しく困難となったときは、契約を解除することができる。

4 乙は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(天災その他不可抗力により契約を履行できない場合の措置)

第17条 甲乙いずれの責にも帰すことができない事由により契約の履行が不可能又は困難となったときは、双方協議の上、本契約を解除又は変更するものとする。

2 前項により契約を解除し又は変更した場合、甲は該当部分について、委託料の支払いを免れるものとする。

(協議)

第18条 本契約書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則

に従い、協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1
(沖縄産業支援センター内)
公益財団法人沖縄県文化芸術振興会
理 事 長 下 地 誠

乙 住 所

社 名

代表者名

印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外、利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第 10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第 11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告を行うものとする。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。